

研修会申請までの準備・流れ

◎各市区町村士会からの企画募集は前期・後期の 2 期に分けて受付している。
指定の申し込み期限までに提出する。

◎申請時間

3 時間以上（1 コマ 90 分）での申請が必要（複数日での分割実施も可）。

◎指定のポイント申請書類に必要事項を入力し、各支部担当者へメールで提出。

◎提出後、申請が受理されると、支部担当者から研修会 ID の連絡がある。

ID は研修会終了まで保存しておく。

◎web 公開について

申請書の Web 公開については、「公開する」を選択すると日本理学療法士協会までの反映となる。大阪府の生涯学習センターへの掲載については、「公開しない」を選択し、下記の方法で掲載する。

web 公開（広告）について、現在は大阪府士会の方の掲載は各士会の研修会は掲載しておらず、「生涯学習センター」の HP に掲載している。

掲載する事項を Word に作成し、HP の「ウェブ掲載依頼」フォームに掲載依頼をする。

◎府士会ニュースへの掲載について

偶数月末に会員に送付される府士会ニュースにて必ず広報できるようにする。府士会ニュースの入稿締め切りは基本前の月の 20 日締め切りとなっている。府士会ニュース掲載については各市町村の会長にメールされているので確認の上、入稿する。

研修会終了後の申請

◎研修会 ID、受講者の会員番号、生年月日、セイ・メイを「生涯学習研修会受講者リスト (Excel ファイル)」で一覧にまとめて支部担当者に提出。

その他

◎講師の条件

協会会員であり、認定または専門理学療法士を取得していること。複数人講師がいる場合は、そのうち 1 人が保有する領域であれば可能。またその他職種も可。詳細は、下記の「専門・認定理学療法士制度ポイント認定講習会ならびに研修会の認証規定」を参照。

◎講師の交通費・宿泊費

すべて各市区町村士会の負担

◎他団体のポイント付与（糖尿病指導士、3 学会呼吸療法認定士、心臓リハ指導士等）

各市区町村から各団体への申請が必要。（名簿の提出や修了証等の事務局の作業が増え増える）

◎受講生への領収書

市区町村士会にてご用意いただき、宛名は市区町村士会名とする。

◎ポイント付与の規定

3 時間以上の受講で 10 point が付与。30 分以上の早退欠席は付与対象外。

◎講師依頼文書

講師依頼文書について要不要。

必要な場合、本人のみ・施設長のみ・双方(2通)の3種から選択。

- ・施設長を選択の場合は役職と名前が必要。

例 院長 ○○○

- ・各文書の郵送先を指定。

例 双方御本人。施設長は施設長宛・御本人は御本人宛。双方施設長。 等

◎講師料、納税

講師料は税が差し引きされた金額での支払いとなる。

源泉徴収税については所定の方法にて(一社)大阪府理学療法士会 生涯学習センター 事務局 松田宛に送る。

◎講師料および受講費について

下記に添付しております「一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センターおよび市区町村士会が主催する研修会・講習会等における講師謝金および受講料に関する規程」に準ずる。

◎マイナンバー

センター事務局に問い合わせ

※納税・マイナンバーについての資料は2019年7月に各士会長 ML で資料を送付している。

◎カードリーダー

不要。参加者名簿を提出。必要項目は《研修会終了後の申請》に記載。

専門・認定理学療法士制度ポイント認定講習会ならびに研修会の認証規定

I. 研修会認定の適応範囲

1. 専門・認定理学療法士のポイント認証申請に必要な 講習会ならびに研修会 は、下記 2 つに分類される。
 - 1) 各都道府県理学療法士会（以下、「士会」）主催、共催、後援
 - 2) その他の団体（以下、「他団体」）主催
2. 上記ポイント認証申請が必要な研修会とは、本会主催である協会指定研修、認定理学療法士必須研修会、理学療法士講習会、専門分野研修会を除く研修会を指す。また、主催団体に関わらず、学会（学術大会）は申請対象外とする。

II. 研修会の質の保証

1. 研修会総時間は、180 分以上の設定とする。
2. 講師は、下記条件を満たすこととする。
 - 1) 開催研修会内において、本会会員の専門理学療法士、あるいは認定理学療法士の資格取得者を含んでいること。但し、士会共催や後援がある場合は、この限りではない。
 - 2) 他団体主催、かつ士会共催または共催がある場合、講師が医師などの他職種のみであっても研修会内容に関する専門家である場合は認める。

III. 認定分野・領域の決定方法

1. 分野・領域の決定については、原則、講師の取得している認定理学療法士・専門理学療法士の分野・領域とする。研修会内容と講師の取得している分野・領域が異なる場合でも、例外ではない。
2. 講師が専門理学療法士資格を取得している場合、原則、取得している分野の全領域を選択することができる。
3. 講師が複数領域の認定理学療法士資格を取得している場合、研修会内容が分野全体の範囲であれば、所持している分野の全領域を選択することができる。ただし、所持している領域に限った研修会内容である場合は、その領域のみの選択となる。
4. 90 分×2 コマの研修会を 2 名の講師で行った場合、研修会主催者は講師が取得している専門理学療法士、あるいは認定理学療法士の領域の中から複数領域を選択することができる。

IV. 申請方法

本制度ポイント認定講習会ならびに研修会に関する手続きは、本会が定める別紙「専門・認定理学療法士制度ポイント認定講習会・研修会認証申請書」に必要事項を記入の上、研修会開催予定日から 2 か月前までに、提出する。

V. ポイント付与について

1. 本制度において認証された講習会ならびに研修会は、本会が定める「専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準」（以下、ポイント基準）に該当するポイントの付与が認められる。
2. 該当研修会参加者は、前項ポイント基準内、「大項目 2. 講習会・研修会の受講」5)6)7)のいずれかが該当する。
3. 該当研修会講師は、前々項ポイント基準内、「大項目 5. 講習会・研修会の講師」5)6)のいずれかが該当する。
4. 講師が、講師として該当研修会へ参加した場合は、前項の講師ポイントのみ付与とする。ただし、受講費を支払い参加の場合は、受講ポイント、講師ポイントともに付与とする。

以上

一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センターおよび市区町村士会が主催する 研修会・講習会等における講師謝金および受講料に関する規程

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という）および市区町村士会の事業に伴う講師謝金の支払いとその受講料に関して必要な事項を管理し定めるものである。

(講師謝金の支払い)

第2条 生涯学習センターは、生涯学習センターが主催する研修集会、学術大会、研修会、講習会、講演、講義、実習又は実技講習等の講師に対して、基準の範囲内で支払う。

2 市区町村士会研修事業は以下のように区分し、①および②の事業に対し基準の範囲内で支払う。尚、③の事業については別途定める。

- ① 生涯学習ポイント（10ポイント）申請研修
- ② 市区町村士会独自事業
- ③ 新人教育プログラム事業

(講師の種類と基準講師謝金額)

第3条 講師は理学療法士と、それ以外に分ける。

2 理学療法士の場合、その理学療法士は原則的に日本理学療法士協会会員であること。

3 講師謝金の金額は講師の種類により次の基準により分類する。ただし講師を担う時間は

1コマ90分を原則とするが、学術大会はこの限りではない。

4講師謝金基準を以下のように定める（税別）。ただし、1コマ=90分のコマとする。

理学療法士

事業主催	前期研修修了者	登録理学療法士	認定・専門理学療法士
学習センター	—	20000円以下	30000円以下
市区町村士会研修事業 1	—	20000円以下	30000円以下
市区町村士会研修事業 2	5000円以下	10000円以下	20000円以下

理学療法士外

	金額
教授クラス	100,000円以下
准教授・講師クラス	50,000円以下
助教クラス	30,000円以下

附則1 前期研修修了者とは、現行の新人教育プログラムが修了し、2年以上の経験を有するものを指す。

附則2 登録理学療法士とは、現行の新人教育プログラムが修了し、5年以上の経験を有するものを指す。

(講義数と講師数)

第4条 2コマ以上もしくは複数名の講師の場合、講師謝金の逡減適応や按分、その適応外について次のように定める。

2 1人の講師が同一日に2コマ以上講義を行う場合は2コマ目以上の講師謝金を50%に逡減する。

3 実技講習会等で複数名の講師や講師補助者がある場合、講師謝金をその講師や講師補助者で按分する。按分方法については主催者が事前に取り決めておくこと。この場合、

第4条2項は適応しない。

(シンポジウム)

第5条 シンポジウムの講師謝金について次のように定める。

- 2 1シンポジウムの開催時間は90分とする。
- 3 シンポジストの講演該当時間は45分とみなし、基準講師謝金額（第3条4項に定めるもの）の2分の1以下の講師謝金をシンポジストに対して支払う。
- 4 座長に対して、交通費として別途支払う。

(受講料)

第6条 受講料は以下のように定める（非課税）。

生涯学習センター 主催	1コマ
PT協会会員(府士会員)	1500円以下
PT協会会員(他都道府県士会員)	2000円以下
他職種	2000円以下
PT協会 非会員	3000円以上

市区町村士会 主催	1コマ
主催する市区町村士会員	1500円以下
主催する市区町村士会員以外の府士会員	1500円以下
PT協会会員(他都道府県士会員)	2000円以下
他職種	2000円以下
PT協会 非会員	3000円以上

(委任)

第7条 この規程で定められていない事項およびこの規程の施行に関し必要な事項は生涯学習センター理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、生涯学習センター理事会の決議により行うものとする。

附則

本規程は、令和2年4月1日から施行する。

本規程の変更は、令和3年10月1日から施行する。